

令和 8 年 6 月の消費生活相談受付状況（速報）（検索日：令和 8 年 7 月 9 日）

担当：札幌市市民文化局市民生活部
消費生活課 調査指導係
Tel：011-728-2111

1 概況

6月の相談件数は841件で、前月と比べると186件（28.40％）の増加となっています。また前年同月と比べると80件（10.51％）の増加となっています。

【商品・役務別相談】

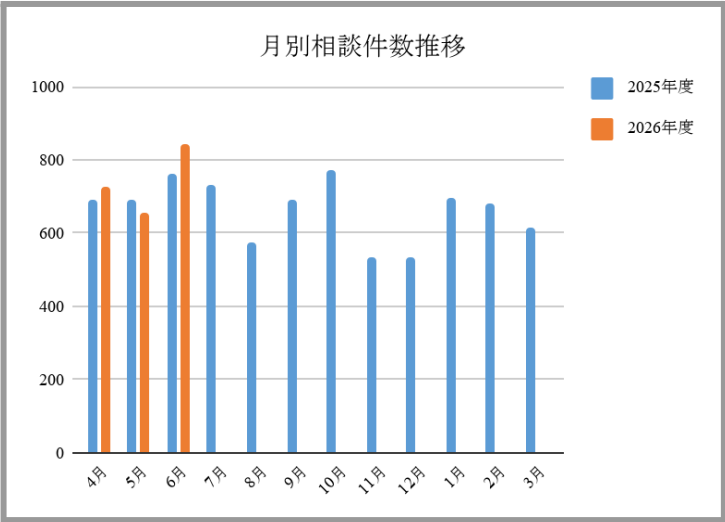
賃貸アパート退去時の原状回復費用の負担に関することなどの「集合住宅」の相談が101件で、相談全体の12.01％を占め、前月と比べて27件（36.49％）の増加となっています。

次に、廃品回収サービスや副業等に関する「役務その他」の相談が55件で、相談全体の6.54％を占め、前月と比べて25件（83.33％）の増加となっています。

次に、商品・役務が特定されない契約や解約に関することなどの「商品一般」の相談が50件で、相談全体の5.95％を占め、前月と比べて11件（28.21％）の増加となっています。注文した覚えのない商品が届いたなどの相談が寄せられています。

次に、「健康食品」の相談が47件で、相談全体の5.59％を占め、前月と比べて9件（23.68％）の増加となっています。お試しのつもりで商品を注文したところ、定期購入が条件になっていたなどの相談が寄せられています。

次に、「穀類」の相談が41件で、相談全体の4.88％を占め、前月と比べて23件（35.94％）の減少となっています。前払いしたお米の定期購入で、店が休業し商品が届かないとの相談が寄せられています。



【商品・役務別相談上位 5 品目（6月）】

順位	前月	商品・役務名	件数
1	→	集合住宅	101
2	↗	役務その他	55
3	↗	商品一般	50
4	↗	健康食品	47
5	↘	穀類	41

【相談件数が増加した商品役務】

直近で相談件数が増加した商品役務とその相談概要をご紹介します。

●映像配信サービス（5月1件 → 6月17件）

＜相談概要＞（50代 男性）

約1か月前、スポーツの国際大会が最初の3か月間、月額980円で視聴できるとウェブに表示されているのを見て契約し、クレジットカードで決済した。しかし、ウェブの書き込み等から、当該契約は1年契約で、4か月目からは月額2600円になるため、合計2万6340円の支払い額が発生することに気がついた。当該社は電話窓口がないため、チャットで解約を申し入れているが、返信がない。ウェブでは当該社が対象期間に契約した消費者に対しては「返金その他の適切な対応を個別に実施する」と掲載されていたが、私は対象期間ではない。今後、どう対応すればいいか。

＜助言内容等＞

通信販売は、特定商取引法において、広告や最終確認画面に表示する事項を定めており、販売価格や代金の支払時期、サービスの提供時期、また売買契約の解約に関する事項があればその記載が必要と知らせ、事業者が定めた内容に従って取引することになると伝えた。表示すべき事項が表示されていなかったり、分かりづらい表示などにより消費者が誤認して契約を申し込んだ場合には取消権を行使できる場合があると説明し、まずは当該社からの回答を待ち、納得のいかない回答内容であれば誤認による取消しを主張するとともに決済に利用したクレジットカード会社に対しても今後の支払いについて相談するよう助言した。

2 相談件数の推移及び区別内訳

札幌市消費者センター 2026年度 月別相談件数

※ 本表は全国消費生活情報ネットワーク（PIO-NET2020）登録前の情報として作成した「速報」であり、今後、内容が変更される場合があります。

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
2025年度	689	691	761	730	575	692	772	536	533	697	679	615	7,970
2026年度	725	655	841										2,221
前年度比	5.23%	-5.21%	10.51%										
区別内訳													
中央区	112	90	123										325
北区	104	90	104										298
東区	81	104	128										313
白石区	96	63	109										268
厚別区	38	26	51										115
豊平区	91	78	92										261
清田区	30	38	35										103
南区	37	38	53										128
西区	75	72	87										234
手稲区	39	44	42										125
その他	22	12	17										51

※その他は市外居住者又は住所不明